

優秀修士論文概要

前期メルロ＝ポンティのセザンヌ論

井ノ上 薫

本研究の目的と方法

本研究は、1940年代のモーリス・メルロ＝ポンティが、画家ポール・セザンヌの絵をどのように解釈し、自身の哲学の中に位置づけたのか、明らかにすることを目的とする。本研究において、解釈とは必ずしも明晰判明ではない対象の意味を見出し、示すことである。

木田元は、メルロ＝ポンティの哲学の展開を前期、中期、後期の三つの時期に区分する。この区分に従えば、本研究が扱うのは『行動の構造』(1938)と『知覚の現象学』(1945)を代表的な著作とする前期である。この時期のメルロ＝ポンティは、とりわけエドムント・フッサールの晩年の現象学や実存主義、加えて狭義の哲学に限らず、美術史学や心理学、生理学などの知見を取り入れながら、自身の思索を巡らせている。

このように幅広い学問分野を参照するメルロ＝ポンティは、知覚および絵画を中心とした芸術という主題を、前期から後期に至るまで繰り返し取り上げ直している。このことは、知覚と芸術がメルロ＝ポンティの哲学の進展において大きな役割を担っていることを示している。そこで本研究では、前期の知覚と芸術に関する議論を中心に検討することで、始まりつつあるメルロ＝ポンティの哲学の重要な一側面を解明することを目指す。扱うテキストは、知覚を主題的に論じる前期の代表作であり、メルロ＝ポンティの主著の一つである『知覚の現象学』と、『知覚の現象学』と同年に発表され芸術について論じた「セザンヌの懐疑」(1945)を中心とし、適宜メルロ＝ポンティや他の論者の関連するテキストも参照する。

ガレン・ジョンソンは、メルロ＝ポンティが絵画について主題的に論じた代表的なテキストとして、「セザンヌの懐疑」の他に「間接的言語と沈黙の声」(1952)、「眼と精神」(1961)を挙げる。セザンヌはこれら三つのテキスト全てで言及される数少ない画家のひとりであり、セザンヌの絵は現象学と類比的に語られるほどに重視されている。本研究が扱う「セザンヌの懐疑」では、セザンヌの絵は非人間的な自然という背景をあらわにすると述べられる。非人間的という表現は、否定すべきものとしてではない仕方『知覚の現象学』においても用いられている。では、非人間的な自然をあらわにするとどのようなことであり、セザンヌの絵のどのような点のことを指しているのだろうか。本研究では、これらの問いに答えることを通じて、セザンヌの絵とメルロ＝ポンティの現象学、すなわちその哲学の関係を解明する。これは、メルロ＝ポンティにとって現象学とはどのようなものであったのか明らかにすることでもあるだろう。

本研究の背景と意義

「セザンヌの懐疑」における非人間的な自然の内実や、セザンヌの絵と現象学の関係は、加國尚志、ジヨナサン・ギルモア、ギュンター・フィガルなどが論じている。これらの先行研究では、メルロ＝ポンティのテキストや関連するテキストの検討が中心である。対して本研究では、セザンヌなどの作品を参照しながら、メルロ＝ポンティの記述を理解することを試みる。メルロ＝ポンティは具体的な実際に経験されていることに基づいて自身の主張を形成していることに鑑みれば、メルロ＝ポンティの主張を個々の具体的な作品との関係において考察することは、その主張をより深く理解する上で有益だろう。

また、メルロ＝ポンティはセザンヌの絵の非人間的な特徴を指摘するに際して、美術史家フリッツ・ノヴォトニーのテキストを参照している。それにもかかわらず、ノヴォトニーとメルロ＝ポンティの主張の共通点と相違点は、メルロ＝ポンティ研究の文脈ではほとんど注目されてこなかった。対して美術史の文脈では、あくまでメルロ＝ポンティのセザンヌ解釈に焦点が当てられ、芸術に関する議論に限らないメルロ＝ポンティの哲学とそのセザンヌ解釈の関係は不透明になる傾向がある。そこで本研究では、メルロ＝ポンティが参照するノヴォトニーのテキストと比較しながら、メルロ＝ポンティの芸術以外に関する記述を踏まえて、そのセザンヌ解釈の特徴を考察する。

このように、具体的な作品や美術史などにおける議論を参照し、広くメルロ＝ポンティの哲学との関連においてその芸術に関する議論を検討する本研究は、これまでのメルロ＝ポンティ研究を補完するとともに、美術史や美学といった広い領域においてメルロ＝ポンティの哲学が持つ意義を明らかにすることに寄与するだろう。

本研究の構成と概要

本研究は、メルロ＝ポンティの主に知覚に関する議論を中心に扱う第一部と、セザンヌの絵の解釈を中心とする芸術に関する議論に焦点を当てる第二部から成る。

第一部では、メルロ＝ポンティの知覚に関する広範な議論のうち、第二部で扱う芸術に関する議論の考察に必要な点に絞って検討する。第一部は次の三つの章で構成されている。

第一章では、知覚の主体は、自らを取り囲む状況を単に受動的に受け取るだけでなく、能動的に作動しつつある志向性を働かせる先人称的で一般的な身体であることを示す。そのために、第一節では、経験主義および主知主義という二つの立場における知覚に対する考え方と、メルロ＝ポンティによるこれらの考え方への応答を考察する。第二節では、先人称的で一般的な身体と、この身体の作動しつつある志向性の概要を示す。第三節では、先人称的で一般的な身体が習慣を獲得する仕方を考察する。

第二章では、先人称的で一般的な身体と世界は共存という在り方をしており、この身体と世界の関わり方に応じて、私たちの身体に相関するものとして様々な事物が現れることを明らかにする。そのために、第一節では、環境への定着という考え方に注目して、メルロ＝ポンティによる空間の考え方を考察する。第二節では、奥行概念を手がかりに実存について検討する。第三節では、空間と不可分であるとされる諸事物の知覚を検討する。

第三章では、私たちの実存は始源的に非人間的で非合理的であることをあらわにすることが、現象学が果たす役割であり、セザンヌの絵が行なっていることであると主張する。また、このとき現象学者やセザンヌは、先人称的で一般的な身体と自然的世界の共存を宙吊りにし、知覚しつつあるときに起きて

前期メルロ＝ポンティのセザンヌ論

いることを表現していることを示す。そのために、第一節では、メルロ＝ポンティが語る汲み尽くせないものについて考察する。第二節では、汲み尽くせないものと私たちはどのようにして関わり得るのかを検討する。第三節では、多くの場合は気づかれなくなっている汲み尽くせないさがあらわになる場面を解明する。

第二部では、第一部で明らかにしたことに基づきながら、メルロ＝ポンティのセザンヌ解釈を考察する。検討にあたって、セザンヌや他の画家たちの絵、美術史および美学における議論などを参照する。第二部は次の二つの章から成る。

第四章では、モデラシオンと呼ばれる彩色手法や特徴的な線の使い方などを通じて、セザンヌは、先人稱的で一般的な身体と世界の共存から知覚をやり直し、知覚しつつあるときに起きていることを絵にしていることを解明する。こうして、セザンヌの絵は非人間的な自然をあらわにする。解明にあたって、セザンヌの絵の色とデッサンに焦点を当てる。第一節では、デッサンによって設定されるセザンヌの絵の空間について検討する。第二節と第三節では、セザンヌや他の画家たちの絵を考察し、セザンヌの絵のデッサンの特徴を示す。第四節では、セザンヌの絵が非人間的な自然をあらわにするという主張の内実を解明する。

第五章では、セザンヌの絵は私たちの実存が始源的に非人間的で非合理的であることをあらわにするものであると考える点こそが、メルロ＝ポンティのセザンヌ解釈の独自性であることを示す。そのために、第一節では、メルロ＝ポンティが引用するノヴォトニーのテキストに基づき、ノヴォトニーによるセザンヌの絵は非人間的であるという主張の内実と、セザンヌの絵と生の関係に対する考え方を考察する。第二節では、メルロ＝ポンティとノヴォトニーにおける非人間的という表現の内実の違いと、セザンヌの絵と生の関係に対する考え方の違いを検討する。

結論と今後の展望

以上の考察を通じて、本研究では次のことが明らかになる。すなわち、1940年代のメルロ＝ポンティは、セザンヌの絵は特徴的な彩色手法などを通じて私たちの実存が始源的に非人間的で非合理的であることをあらわにしていると解釈し、現象学と同じ役割を持つものと位置づけている。そして、私たちの実存が非人間的で非合理的であるということは、私たちの世界経験の絶対的な基礎づけは不可能だということである。この不可能性により、現象学者は始まりつつある世界経験の記述を繰り返し、セザンヌもまた絵を描き続けることになり、世界の探究は完了することなく初めからやり直され続ける。したがって、メルロ＝ポンティがセザンヌの絵について記述することは、現象学が行われつつあるときに起きていることを表現し、現象学を初めからやり直すことでもあるだろう。

メルロ＝ポンティにとって現象学は完了することなく続く営みである以上、本研究の主張に対して、この主張はメルロ＝ポンティの哲学の一側面に過ぎないのではないかという問いが想定される。たしかに、私たちはメルロ＝ポンティの哲学の完全な説明を与えることはできず、本研究の主張は不完全なものでしかあり得ないだろう。そこで、この問いに応答するには、今後の展望として、他の哲学者のセザンヌ解釈や、美術史および美学の領域での議論の文脈などに、メルロ＝ポンティの議論を位置づけることが有効だと考えられる。私たちはメルロ＝ポンティが語っていることを様々な文脈で何度も語り直すことで、メルロ＝ポンティの哲学の新たな側面を見出し、この哲学の豊かさをより理解することができるはずである。

定していた観想的な生活においても、その者が人間である限り、休み無く観想を続けることは不可能であり、安定した生活を営む上では勇気、節制、正義等の諸徳に則した活動が欠かせないことになる。

屢々提起される疑問として、「観想的な生活とは観想だけを行う生活であり、実践的な生活とは実践だけを行う生活である」という暗黙の前提に基づいた上で、「観想的な生活が実践的な生活よりも優位であるならば、幸福を目指す『ニコマコス倫理学』の読者は実践のことなど気に掛けず、観想のことだけ考えればいいことになるが、それではアリストテレスが倫理的諸徳に則した実践についてこの著作の紙幅の大部分を割いて詳論したと辻褃が合わないではないか」というものがあるが、これに対しては、上記の通り、「幸福」と「幸福な生活」という概念を分けて考えることによって、「観想的な生活とは、飽くまでも、観想という一つの活動を究極的目的とする生活のことであって、この生活を送る上では、観想の手段として、他の諸善、とりわけ実践という活動が必要になるので、観想的な生活においても倫理的実践について気に掛けることは重要である」と応答出来るようになる。

また、先行研究においては、「人間の本質を観想することによって倫理的実践が基礎付けられる」という解釈も屢々見られた。しかし、この解釈は、本来究極的目的であるはずの観想が実践の手段として位置付けられてしまっているという問題があるだけでなく、『ニコマコス倫理学』第10巻で語られる観想の対象として「人間の本質」というものも含め得ると考えている点も問題である。上述したように、同箇所における観想の対象としては、神を念頭に置いていると考えられるから、この解釈の妥当性に関しては疑問を抱かざるを得ない。

それでは、以上のような既存の見解の長短を踏まえた上で、冒頭に述べた、観想と実践の両者が共に幸福でありつつ優劣を持つという関係をどう理解すべきであろうか。この問題の解決を図るため、本論文第1章後半から第2章に掛けて、「本来的には観想だけが幸福であり、実践は通俗的用法として幸福と呼称されるに過ぎない」という排他的解釈（「A型排他説」）と「本来的には観想的な生活だけが幸福な生活であり、実践的な生活は通俗的用法として幸福な生活と呼称されるに過ぎない」という排他的解釈（「B型排他説」）との双方を肯定する「二重排他説」を提唱した。つまり、慣習的な呼び名としては観想も実践も共に幸福と云われ、観想的な生活も実践的な生活も共に幸福な生活と云われるのであるが、アリストテレス哲学における本来的用語法としては観想だけが幸福であり、観想的な生活だけが幸福な生活なのであると主張した。なお、A型排他説の根拠としては、『ニコマコス倫理学』第1巻第7章で「人間にとっての善とは徳に則した魂の活動であり、もし徳が多数あるなら最善かつ最も究極的な徳に則したそれ〔魂の活動〕である」として、最も究極的な知性的徳としての「知恵」に則した「観想」という活動が先取的に示唆されている点、そしてそれに呼応するかの如く、第10巻第7章冒頭で「幸福が徳に則した活動であるなら、〔幸福は〕最高の徳に則した〔活動である〕とするのが理に適っている」と述べられている点が挙げられる。また、B型排他説の主たる根拠としては、第10巻第8章冒頭に「他の諸徳〔倫理的諸徳〕に則した〔生活〕は第二義的に〔幸福な生活〕である」という言葉があり、この「第二義的に」という副詞は、前後の文脈や第10巻第5章の用例を踏まえると、「観想的な生活とは異なる通俗的な意味で」という含意であると考えられるという点が挙げられる。尚、従来の解釈においては、観想と実践とを連続的に捉えることによって、両者が共に幸福でありつつも、観想の方が実践よりも幸福の「度合い」が強いといったように考える傾向が多々見られた。けれども、このような理解の仕方は『ニコマコス倫理学』第10巻第8章における「観想の広がる所まで幸福も広がる」という文言や、同章の「幸福は一種の観想であろう」という文言との整合性に関して問題があるように思われる。

このように、『ニコマコス倫理学』におけるアリストテレスの「幸福」概念を「二重排他説」に基づいて解釈した上で、本論文第3章においては、初期アリストテレスの対話篇の断片であると考えられる『哲学の勧め』と、『ニコマコス倫理学』と近い話題を扱っている『政治学』とにおけるアリストテレスの幸福観を考察した。前者については、初期のアリストテレスが、「至福者の島」という寓話の中で、倫理的実践を放棄して観想だけに専念する生活を幸福な生活であると見做す「観想至上主義」を唱えていたのではないかという見解の是非を検討しつつ、『哲学の勧め』に現れる幸福観を考察した。その際、この断片の大部分を収録した3世紀後半から4世紀前半のシリア地方の新プラトン主義者イアンブリコスが原作の内容や順序を入れ替えていなかった可能性が高いという近年の研究成果を取り入れた。そして、『哲学の勧め』の諸断片の論の展開を重視して文脈を分析した結果、「至福者の島」寓話におけるアリストテレスの論点は、それ自体で望ましい観想と、他のものために有用な諸善とを区別し、前者に関して有用性を求めるのは誤りであると主張することになったことが分かった。つまり、アリストテレスは「観想至上主義」を唱えていたわけではないことが明らかになった。また、『政治学』第7巻第14-15章に掛けても、他のものの為に有用な戦争や非閑暇とその目的としての平和や閑暇とを区別し、後者の方を一層尊重すべきであるという思想が確認できる。このようなアリストテレス独特の視点は、『ニコマコス倫理学』における幸福理解と密接に関係しているものであると考えられる。

以上の考察を通じて、本論文は、アリストテレスが『ニコマコス倫理学』において観想だけが本来の意味における幸福であり、観想的な生活だけが本来の意味における幸福な生活であるとしていたという解釈を提示した。但し、この解釈は、アリストテレス倫理学における実践の重要性を否定するものではなく、寧ろ、観想する人間にとって倫理的実践が欠かせない活動であることを認めるものである。

優秀修士論文概要

カントの永遠平和構想と啓蒙の課題

山下 航

本論文は18世紀の哲学者イマヌエル・カントが展開した平和構想の基本特徴を法／権利論として押さえ、平和を実現するために人類に課せられている義務の内容を「国家法」、「国際法」、「世界市民法」という三つの公法に沿って明らかにしたものである。そのうえで現代的観点に立ち、カントの啓蒙概念を踏まえ現代に可能な啓蒙の在り方を検討した。

第一章では、法／権利の問題として平和を考えることの意義を明らかにした。こうした議論の背景には、カントの平和構想が、必ずしも法／権利論内在的に理解されてきたわけではないという事情がある。そこでカントの法概念が人類に法的状態の設立を要求する、ということを確認した。そのうえで法的状態に関して、カントが理念における国家としての共和主義的体制を論じる箇所を確認し、そうした国家体制の特徴が平和にとって重要であると論じた。

人間にはその人間性に基づいて「他人の強制する選択意志からの独立」という自由の権利が備わる。だが隣り合って生きている人間の選択意志は対立するものである。それゆえ私たちの自由に行為するという権利の条件は他人の選択意志の自由との両立可能性である。全ての人の選択意志が自由であるという状態こそ、法が目指すものであり、それは「自由の平等」に他ならないと論じた。同時に法とは外的拘束力を持って自由の平等を実現するものであるがゆえに、行為の適法性だけを問題としており、行為の道徳性を一切考慮しない。

法による秩序は、市民状態としての公法状態においてのみ実現可能である。人間が自然状態においても有する諸権利は法的体制の下での保障なしでは確定的ではなく、ただ暫定的なものに過ぎない。それゆえに法的状態への移行が求められる。こうした状態は暴力行為が生じていない場合であっても、戦争状態なのである。法によって諸権利を保障することこそがカントの平和構想の特徴である。

その際まず樹立すべき体制が国家である。法の概念に基づいた国家形式としてカントは共和主義的体制を挙げる。共和主義的体制は専制とは異なり立法権と執行権が分離しており、裁判権とあわせて三権が備わる。立法権は法律という普遍的な国家の規則を制定する権力である。執行権は、普遍性を持つ法律を特殊事案に適用する権力である。裁判権は、諸権利の間に生じた係争について、何が合法であるかを判断する権力である。このうちの立法権は、「人民の統合した意志にのみ帰属することができる」とされる。なぜならば人民の事柄について人民以外が決定するならば「自由の平等」は実現し得ないからである。また執行権は立法権から分離さなければならぬ。法執行の場面は常に具体的であるがゆえに、人民が執行に携わると「全ての人が全ての人に関して同一のことを決定」することは不可能だからだ。最後に、裁判権が私のものであなたのものに関する争いを調停することで共和主義的体制内部において「自由の平等」が実現し得ると論じた。

共和主義的体制という形式面こそが平和の条件である。国家体制が専制のままでは、人民の権利の保

障は君主の善良さという偶然に期待するほかになく、その権利の保障が必然的に為されることは不可能である。永遠平和の実現のためには、まず共和主義的体制の形式を実現しなければならない。

第二章では三つの公法の一つである「国際法」について検討した。カントは「国際法」に関する法的な組織として、諸国家に対し強制力を持たない国際連盟を提唱している。だが同時に諸国家を構成員とする国際国家（世界共和国）という枠組みの可能性についても言及している。こうした記述から多くの先行研究がカントの「国際法」の下で目指すべき法的体制について議論を重ねてきた。本論文ではシャロン・バード、ヨアヒム・フルシュカ、ポーリン・クラインゲルトらの先行研究を概観しつつ「国際法」が人類に課す義務を論じた。

カントは一人民が共和主義的体制を樹立したとしても、そうした体制の外部の諸国家との関係は依然として法を欠く自然状態であると考えている。自然状態において諸国家の権利主張は暴力に依拠せざるを得ないが、そうした状態にとどまることはそもそも法の定言命法に反することである。それゆえ、諸国家は法的状態を実現しなければならない、ということがカントにおける「国際法」の大枠である。

バードとフルシュカによる先行研究によると、カントが「国際法」の下で考えていた法的体制は、世界国家、国際国家（世界共和国）、国際連盟の三つのモデルに分けることができる。第一のモデルである世界国家は「世界君主制」とも呼ばれる体制である。この体制はカントにおいて、個々の国家を解消することによって形成され得るものであるがゆえに「国際法」の名前に反するだけでなく、広大な統治範囲が法律の威厳を弱め、最終的には「魂を欠く専制」に陥るという理由で否定されている。第二のモデルである国際国家は諸国家を構成員とする共和主義的法的体制である。それについてカントは「定立では正しい」と述べているが、「仮定では斥けられる」とする。というのも諸国家にとって重要なことは外部の権力によって支配を受けないことであり、諸国家が対等な関係とそれぞれの独立を前提とした「国際法」のみが次善の策となるのである。こうした仕方では登場する第三のモデルが国際連盟である。国際国家において諸国家が強制法の下に服していた一方で国際連盟では、それへの加入や脱退は諸国家の自由な判断に委ねられている。こうした連盟が持続的に常に拡大することで永遠平和へと接近することができるとカントは考えている。国際連盟という諸国家同士の自由な会議体に紛争などの課題を諮ることで、戦争という手段を否定し、法的な平和へと至る道筋をカントは確保している。

そこで本論文は、カントが『道徳形而上学』『法論』で「国際法」を論じる際、国際国家（世界共和国）を否定的に扱う理由として、国際国家は「国際法」ではなく「世界市民法」という異なるカテゴリーの公法で論じられるべきものであるから、と指摘した。

カントが「国際法」の名の下で国際国家を否定したことを踏まえたうえで、カントの公法論の内部で国際国家はどのように位置付け得るか、という問題は依然として残る。そこでクラインゲルトの解釈を参考にした。永遠平和の実現に関して国際国家（世界共和国）は「規範的理想」であるが、その実現のために政治的自律を有した国家が他国によって強制されることは許されない。だからこそ諸国家の政治的自律を損なうことなしに平和へと向かうために自発的な連盟が『平和論』と『法論』において前面に出るのであり、会議体の平和連盟において国家間の係争を解決することが「国際法」の下での義務であると確認した。

第三章では、カントの「世界市民法」を考察した。この法は、カントにおいて「普遍的な友好という諸条件に制限されるべきである」という仕方では定式化されている。本論文は「世界市民法」を法／権利論の内部で理解することで「世界市民法」が永遠平和の実現のための直接の条件を提示していると指摘

した。カントの平和構想は私たちに永遠平和への漸進的な改革を要求していると同時にカントが提示する国際国家（世界共和国）の設立は永遠平和の実現という課題と重なり合うと論じた。

個々人と諸国家の関係を扱う「世界市民法」は、個人に対して地球のあらゆる場所を訪問する権利を認めると同時に訪問先で平和的にふるまうという義務を課す。国家に対しては、平和的に入国を求める人を攻撃することを禁じる。国家には訪問者を追い返す権限が認められているが、訪問者に危機が生じないようにしなければならない。

また「世界市民法」が求める普遍的な友好とは「全ての諸人民の可能な統合」を可能にするものであり、この統合は全ての諸人民にかかわるものである。ゆえに世界市民的体制としての世界共和国と見なすことができる。未来における世界共和国の実現を意図し、法の定言命法に適う交流を規定する法が「世界市民法」であると論じた。

また本論文では「世界市民法」を法／権利論内在的に理解するために「根源的共同占有」という概念に注目した。人間は外的な私のもの・あなたのを法的に占有することが可能であり、何らかの対象を占有しようという各人の選択意志同士の関係は、地表の有限性という点から全ての人間の間で生じ得る。有限な空間に存在している人間は互いに交流を行うと、互いの選択意志同士は衝突する。ある国家が植民活動を行うことや、個人が特別な契約を結ぶことなく訪問先の土地に居住することは、「自由の平等」を阻害するものに他ならない。それゆえに交流を平和的なものであるように規制する「世界市民法」が必要になる。

最後に「法論」の結語の記述を追うことで、カントにとって世界共和国を実現するという課題と永遠平和を実現するという課題が重なり合うことを指摘し、世界共和国の実現に向けた適法的な改革のための規範が「世界市民法」に他ならないと論じた。「世界市民法」は「普遍的な友好」という条件が課されることによって、世界共和国に漸進的な改革によって接近することを可能にしていると結論付けた。

第四章では、世界市民的な思考方法に依拠した啓蒙の在り方を提起した。世界市民的な思考方法とは社会での出来事の原因を丹念に探り、その影響を広範囲にまで視野を広げて考えるものであると論じた。各々の人間が世界市民的な思考方法で立法に参加することこそが世界の改善に必要であり、カントの平和構想から引き受けるべき課題であると結論付けた。

本論文では以上の考察によってカントの法的な平和構想から世界市民的な思考方法による世界の改善可能性を示した。